

エコツアーリズム推進基本方針 見直しの経緯及び今後のスケジュール

「エコツーリズム推進基本方針」とは

- エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、平成20年6月に「エコツーリズム推進基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定された。
- 基本方針は、我が国におけるエコツーリズムの内容、取組の方向性などを規定しており、その推進を図るための中心的な仕組みとなっている。
- 基本方針はおおむね5年ごとに見直しを行うものとされている。

■エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）

（基本方針）

第四条 政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 エコツーリズムの推進に関する基本的方向
- 二 次条第一項に規定するエコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
- 三 次条第二項第一号のエコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
- 四 第六条第二項のエコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
- 五 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

3 環境大臣及び国土交通大臣は、あらかじめ文部科学大臣及び農林水産大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

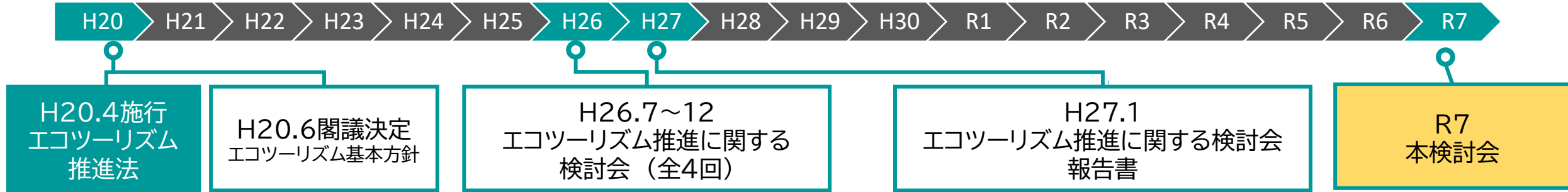
4 環境大臣及び国土交通大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

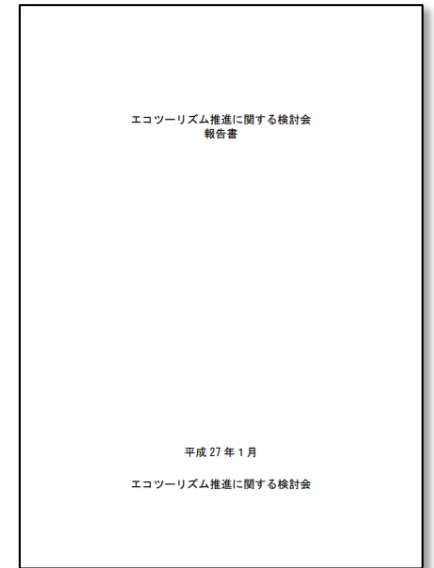
6 基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

基本方針見直しの経緯



- 前は、平成26年7月に主務省庁（環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省）が有識者検討会（エコツアーリズム推進に関する検討会）を設置。
 - 法第4条第6項に基づく基本方針の5年見直しに加え、法附則第3条に基づく施行後の法の5年点検も同時に実施した。
- ⇒全4回の検討会の結果、法や基本方針の改正を伴わない形でさらなる取組を推進することとされた。



エコツーリズム推進に関する検討会 報告書概要(平成27年1月)

H27.1
エコツーリズム推進に関する検討会 報告書

主務省庁(環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省)により設置
有識者及び主務省庁で検討会を構成(座長:東京大学 下村 彰男 教授)

第1回:平成26年 9月24日

第2回: 10月27日

第3回: 11月26日

第4回: 12月16日

【背景】

- ・平成20年4月にエコツーリズム推進法が施行され、6年が経過。
- ・同法に基づく認定全体構想は6件となっており、平成21年に1件、平成24年に2件追加、平成26年に3件追加されているが不十分である。
- ・全体構想件数の増加を含むさらなる推進方策の検討が必要。

【課題】

課題1

「エコツーリズム」の概念の共有

エコツーリズムの概念や全体構想の意義が広く理解されていない。

課題2

情報の収集・発信・共有

エコツアーの認知度が低い。
エコツーリズムに取り組む地域の横のつながりを形成する場がない。

課題3

「エコツーリズム」を継続するための仕組みづくり

エコツーリズムを継続するための仕組みの理解や人材が不足。

【今後の推進方策】

- (1)正しい理解の普及促進
- (2)全体構想の意義や利点の発信と作成促進
- (3)モデルの創出

- (1)「エコツアー」情報の収集と発信
- (2)情報共有の機会創出

- (1)取組段階に対する理解の促進
- (2)モニタリングの実施と継続
- (3)担い手の確保と育成
- (4)財源の確保

各課題に対する推進方策

H27.1
エコツーリズム推進に関する検討会 報告書

課題	推進方策	
1. 「エコツーリズム」の概念の共有	(1) 正しい理解の普及促進	①ポータルサイトの強化 ②表彰制度見直しによる優良取組事例紹介の強化 ③エコツアーの要件の例示 ④エコツーリズムに関する実態や傾向の把握
	(2) 全体構想の意義や利点の発信と作成促進	⑤全体構想認定の意義や利点の明示 ⑥認定全体構想に対する認証マークによるエコツアーの広報 ⑦全国的に全体構想の作成が促進されるための仕掛けの検討
	(3) モデルの創出	⑧国立公園内の取り組みへの支援の重点化
2. 情報の収集・発信・共有	(1) 「エコツアー」情報の収集と発信	⑨海外発信における「エコツアー」という用語の使用を促進 ⑩旅行会社等民間団体、学校・社会教育活動との連携 ⑪消費者への直接的なエコツアー発信の機会の創出
	(2) 情報共有の機会の創出	⑫エコツーリズムに取組む協議会等の交流の場の創出 ⑬認定全体構想を作成した協議会の交流の場の創出
3. エコツーリズムを継続するための仕組みづくり	(1) 取組段階に対する理解の促進	⑭取組段階により、方策や力点の置き方が異なることの理解を促す ⑮取組段階に応じ、専門家派遣の支援やマニュアルの普及 ⑯自然観光資源調査、プログラムづくり、販路開拓への支援 ⑰都道府県のエコツーリズムに対する理解の深化
	(2) モニタリングの実施と継続	⑱自然観光資源のモニタリング、評価への助言等
	(3) 担い手の確保と育成	⑲ガイド、コーディネーター等の育成
	(4) 財源の確保	⑳財源確保の事例紹介、助言

今後のスケジュール(案)

令和 7 年

- 5 月 エコソーリズム推進連絡会議（幹事会）
- 7 月 **第 1 回検討会（現状、課題の整理）【ヒアリング 2 名】**
- 9 月 **第 2 回検討会（基本方針改定骨子案の検討）【ヒアリング 2 名】**
- 10 月 **第 3 回検討会（基本方針改定案の決定）**
- 11～12 月 基本方針改定案に対するパブコメの実施、意見取りまとめ

令和 8 年

- 1 月 **第 4 回検討会（基本方針改定最終案の決定）**、エコソーリズム推進連絡会議
- 3 月 閣議決定、告示